

## 平成27年度当初予算調製方針

### 1 財政状況

- (1) 本県の財政状況は、平成27年度当初予算に向けて、歳入面では、地方消費税収入をはじめとする税収の増が一定見込まれるもの、前年度当初予算で一般財源収入として活用できた地域の元気臨時交付金や土地開発基金等からの繰入金が、皆減により、あわせて50億円程度減少している一方で、歳出面では、医療・介護等の自然増に伴い増加している社会保障関係経費や過去の県債の償還金の増により増加している公債費について、あわせて80億円程度の大幅な増加が見込まれるなど、極めて深刻な状況にあります。
- (2) 他方、国の「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）では、地方行財政の基本的考え方として、「経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めいく」などとしており、地方の安定的な行財政運営に必要な地方交付税総額の確保については、年末の平成27年度地方財政対策の決着に向けて、予断を許さない状況にあります。

### 2 当初予算調製の基本的な考え方

- (1) このような中で、平成27年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、目標達成に向けてオール県庁で必達意識をもって県政の諸課題の解決を着実に推進することを基本方針とし、「平成27年度三重県経営方針（案）」を踏まえて、予算編成を行います。
- (2) 予算編成プロセスについては、平成25年度当初予算編成で従来の施策別財源配分制度の廃止や知事と部局長の協議の場の充実などの見直しを行うとともに、平成26年度当初予算編成では、新たに、従来の一律のシーリングを見直し、少子化対策に資する施策を重点化施策として設定したところです。  
平成27年度当初予算編成では、これまで2ヶ年実施してきた新しい予算編成プロセスを円滑に運用し、事業の選択と集中を更に進めることで、メリハリのある予算をめざします。
- (3) 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成26年度末の県債残高（臨時財政対策債等を除く）を、平成23年度末よりも減少させる目標達成に向け、これまで取り組んできたところですが、平成27年度においても県債発行の抑制に努めます。

- (4) 「平成 27 年度三重県経営方針（案）」に記述する「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」についても、必要な予算上の対応を行います。
- (5) 国の予算や地方財政計画等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じて、所要の対応を行っていきます。
- (6) なお、来春に統一地方選挙を控えていることから、「骨格的予算」も視野に入れ、予算編成を行っていきます。

## 平成 27 年度当初予算編成を取り巻く情勢

### 1 国の動向

#### (1) 経済財政運営と改革の基本方針 2014について (H26. 6. 24 閣議決定)

地方行財政の基本的考え方として、「経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく」などとしている。

#### (2) 平成 27 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について (H26. 7. 25 閣議了解)

地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ、要求する。

##### ※ 中期財政計画 (H25. 8. 8 閣議了解)

- ・ 「国的一般会計の基礎的財政収支赤字について改善を図る必要があり、歳出・歳入両面で最大限努力する。」
- ・ 「地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進める。」

#### (3) 平成 27 年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

	H26	H27
一般財源総額（交付団体ベース）	59.4兆円→60.2兆円（0.8兆円、1.3%の増）	
うち地方税	35.0兆円→37.2兆円（2.2兆円、6.2%の増）	
地方交付税	16.9兆円→16.0兆円（0.8兆円、5.0%の減）	
臨時財政対策債	5.6兆円→5.5兆円（0.1兆円、0.9%の減）	

### 2 本県の財政状況

#### (1) 一般財源収入の推移

(単位：億円)

	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	2,022	2,045	2,088	2,173	2,213
地方譲与税	241	254	258	305	327
地方交付税	1,451	1,419	1,391	1,364	1,384
臨時財政対策債	799	631	643	664	588
その他	378	373	359	354	437
計	4,891	4,722	4,739	4,860	4,949

※H22～24 年度は決算額、H25 年度は決算見込額、H26 年度は当初予算額。

※その他は、「地方消費税清算金」「地方特例交付金」「交通安全対策特別交付金」。

#### (2) 財政調整のための基金残高の推移

H25. 9月補正後 62 億円



H25. 12月補正後 122 億円 (H25. 12月補正+60)



H26 当初予算後 10 億円 (H26 当初・H25. 2月補正取り崩し△117、  
庁舎等整備基金整理に伴う積立+5)

H26. 6月補正後 73億円 (H25最終補正+64、H26.1号補正△1)  
 ↓  
 H26. 9月補正後 119億円 (H25年度決算不用+31、決算剩余金の1/2を積立+15)

## 3 平成27年度当初予算要求基準等について（一般財源ベース）

## (1) 歳入の見込（現時点）

(単位：億円)

		H26 当初予算	H27 見込み
県税+地方交付税+臨時財政対策債+地方譲与税等		4, 949	5, 258
その他の 財政調整のための基金 行政改革推進債・退職手当債等 土地開発基金の活用 その他	宝くじ収入等	51	49
	財政調整のための基金	87	46
	行政改革推進債・退職手当債等	137	105
	土地開発基金の活用	7	—
	その他	41	20
計		5, 272	5, 478

仮試算の「一般財源」に関する項目であり、26年度当初予算に仮試算の伸び率を加味して試算

現時点での残高 119 - 緊急対応分 10 - 後年度交付税精算分 57 - 國体運営基金積立増分 6

住宅供給公社清算金 20  
 ※H26の減:地域の元気づくり事業費分の積立金の皆減(△30)、地域の元気臨時交付金の皆減(△11)

※「H27 見込み」は、消費税及び地方消費税の税率引き上げ(8%→10%)による影響分を含めていない数値。

## (2) 平成27年度当初予算要求基準

(単位：億円)

	H26 当初予算	H27 要求基準
人件費	1, 881	所要額
公債費	1, 141	所要額
社会保障関係経費	829	所要額
税収関連交付金等	779	所要額
繰出金等	119	所要額
個別検討項目	105	所要額
庁舎管理経費等	149	前年同額程度以内
政策的経費	152	要求上限額（シーリング）の範囲内で要求
政策的経費の要求上限額：H26 予算額×85% (①) + 重点化施策（少子化対策）は、①に上乗せして少子化対策に資する事業 (②) を要求できる。(②の要求上限額：①×15/100)		
大規模臨時の経費	88	所要額
特定政策課題枠	29	所要額
計	5, 272	5, 478 + α

所要額で要求できる事業も含めて、全ての事業を例年以上に、事業の必要性・緊急性等を徹底し、厳しく、精査

優先度判断(A90%、B10%)を付して要求  
 ただし、重点化施策に係る上乗せ分については、別途A+として要求

事業計上の見送り等、厳しく精査

○繰出金等とは、特別会計、企業会計等への繰出金等

○個別検討項目とは、私学振興補助金、商工会議所等への人件費支援、高等学校運営費等

○大規模臨時の経費とは、施設の改築・大規模改修、システム開発など臨時的かつ大規模な経費

## 平成27年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円)

区分	26年度	27年度		特記事項
		増減	伸び率(%)	
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%
給与関係経費	20.3	20.5	0.2	0.8
退職手当以外	18.5	18.7	0.2	1.2
退職手当	1.9	1.8	△ 0.1	△ 2.8
一般行政経費	33.2	34.2	1.0	2.9
補助	17.4	18.1	0.7	4.1
単独	14.0	14.1	0.1	1.1
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.6	0.1	6.9
地域の元気創造事業	0.4	0.4	0.0	0.0
地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0	0.0
投資的経費	11.0	11.0	0.0	0.0
直轄・補助	5.8	5.8	0.0	0.0
単独	5.2	5.2	0.0	0.0
その他の	17.6	17.9	0.3	1.6 水準超経費の増等
計	83.4	84.8	1.4	1.7
うち一般歳出計	67.7	68.9	1.1	1.7
(歳入)				
地方税等	37.8	39.9	2.1	5.7
地方税	35.0	37.2	2.2	6.2 「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年7月25日内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地方譲与税	2.8	2.7	△ 0.0	△ 1.2
地方交付税	16.9	16.0	△ 0.8	△ 5.0 別紙参照
国庫支出金	12.4	12.7	0.2	1.8 社会保障費の増
地方債	10.6	10.4	△ 0.1	△ 1.0
うち臨時財政対策債	5.6	5.5	△ 0.1	△ 0.9
その他の	5.7	5.7	△ 0.0	△ 0.2
計	83.4	84.8	1.4	1.7
うち「一般財源」	60.4	61.6	1.2	2.1 注)2参照
うち(水準超経費除き)「一般財源」	59.4	60.2	0.8	1.3 (交付団体ベース)

注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「平成27年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。

2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。

3 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。

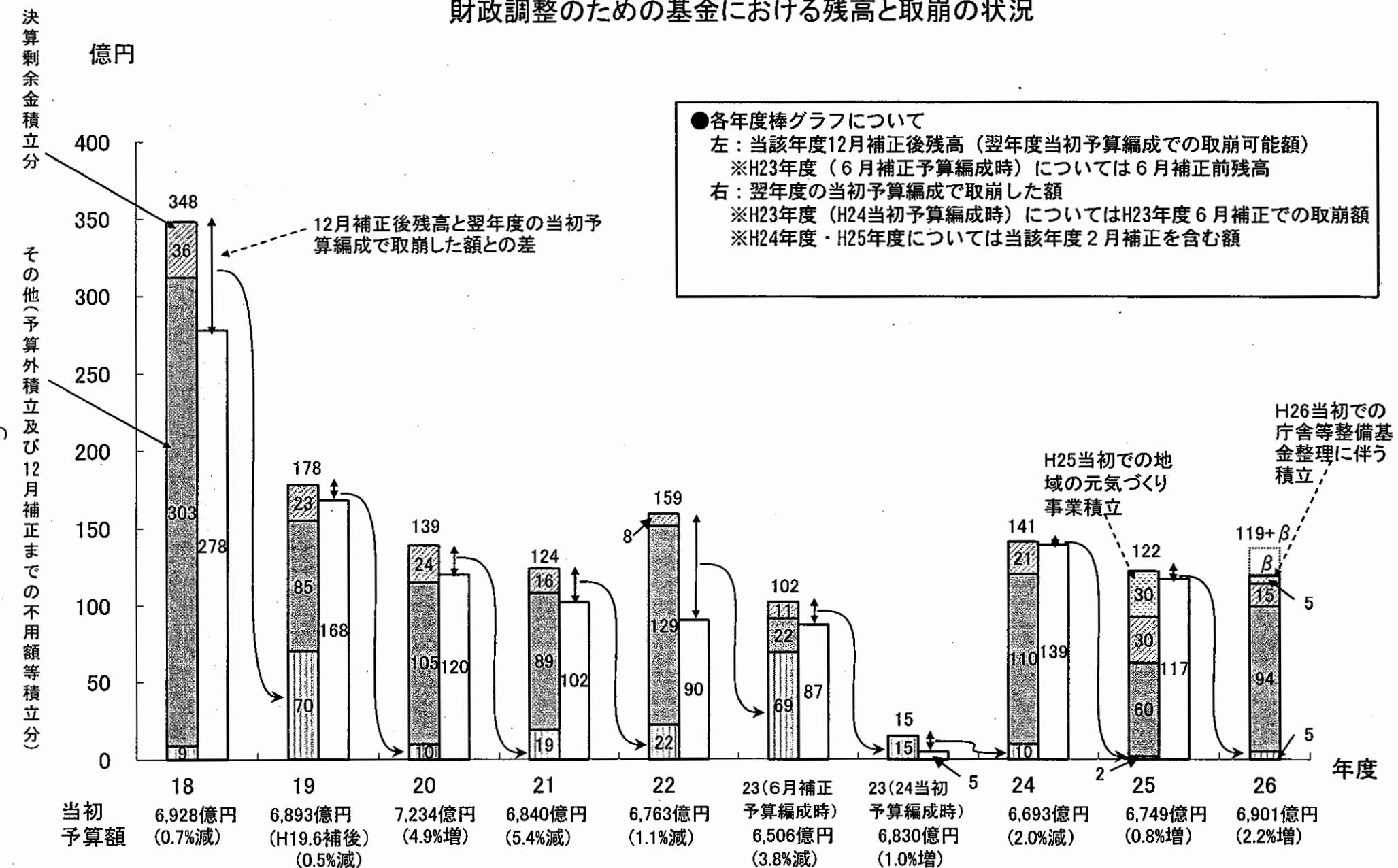
4 地方法人税の創設等により生じる財源の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行う。

5 地域経済基盤強化・雇用等対策費の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。

6 地方の創生と人口減少の克服のために必要となる歳出については、予算編成過程で必要な検討を行う。

7 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

## 財政調整のための基金における残高と取崩の状況



## 平成27年度当初予算要求にあたっての基本的事項について

平成27年度当初予算の編成は、「平成27年度当初予算調製方針」に示した考え方に基づき、具体的には下記の事項に留意して見積書の作成を行ってください。

なお、深刻な財政状況を踏まえ、所要額で要求できる経費も含めて全ての事業の要求にあたっては、必要性・緊急性等の検証を徹底するとともに、市町や民間団体等との役割分担を十分に整理した上で、厳しく要求金額を精査し、特定財源の確保に努め、必要最小限の要求とすること。

### 記

#### 第1 基本的事項

##### (予算の性格)

- 1 予算は、「骨格的予算」も視野に入れ、編成する方針であるが、要求にあたっては、「年間総合予算」として編成する場合の所要額を要求すること。

##### (予算要求基準)

- 2 限られた財源を的確に配分しメリハリのある予算を実現するため、予算要求基準については以下のとおりとする。

###### (1) 政策的経費については、下記のとおりとする。

非公共事業については、平成26年度当初予算額（一般財源）の85%以内で要求すること。

公共事業については、平成26年度当初予算額（一般財源）の85%を公共事業総合推進本部へ示すので、各部は公共事業総合推進本部から示された要求上限額の範囲内で要求すること。

事業の優先度判断については、平成26年度当初予算に引き続き、2段階（A、B）で行い、A、Bを付した事業の合計が、それぞれ一般財源でA90%、B10%となるように事業に優先度を付して要求すること。

なお、優先度付けは、いわゆる「薄切り」にすることなく、事業の選択と集中が適切に図られるよう、留意すること。

優先度判断を行う際の視点については、別紙のとおりとする。

###### (2) 「平成27年度三重県経営方針（案）」のⅡ2「(1)少子化対策」で重点化施策に位置付ける施策については、(1)の要求上限額(H26×85%)に100分の15を乗じた額の範囲内で、(1)に上乗せして要求できるものとする。

上乗せして要求できる事業は、「秋の政策協議」や「三重県少子化対策総合推進本部」の議論を踏まえ、少子化対策に資する事業として認められるものに限ることとし、優先度は、(1)に記述した政策的経費の優先度判断Aよりも優先するA+とする。

- (3) 義務的経費（人件費、社会保障関係経費、公債費、税収関連交付金等）については、積算根拠を十分精査した上で、必要最小限の経費を適切に見積ること。
- (4) 繰出金等、庁舎管理経費等、個別検討項目（私学助成、商工会等助成、高等学校運営費）についても、聖域なく見直しを行い、十分精査した上で、必要最小限の経費で要求すること。  
なお、庁舎管理経費等については、別途、要求上限額を示すので、その範囲内で要求すること。
- (5) 大規模臨時の経費については、これまで以上に、厳しく抑制していく必要があり、要求にあたっては、必要性・緊急性等の検証を徹底するとともに、全体計画など後年度の負担を十分精査した上で、必要最小限の経費を適切に見積ること。  
また、事業費の年度間調整にも努めること。
- (6) 「平成27年度三重県経営方針（案）」のⅡ2「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組（少子化対策を除く）」については、平成27年度特定政策課題枠として、政策的経費とは別に要求できるものとする。ただし、平成26年度と同様の項目については、平成26年度当初予算額と同額程度の範囲内で要求すること。
- (7) 県債残高を引き続き抑制していくため、県債についても要求上限額を設定することとし、原則として平成26年度当初予算額（地域の元気臨時交付金振替額を加え、行政改革推進債を除く）の範囲内で要求すること。
- (8) 消費税及び地方消費税の計算にあたっては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」にもとづき、税率の引き上げ（8%→10%）を反映して要求すること。また、税率の引き上げによる増加分については、(1) の要求上限額に上乗せして要求できるものとする。  
なお、消費税及び地方消費税の税率の10%への引き上げについては、税制抜本改革法に則って、経済状況等を総合的に勘案し、平成26年中に判断を行うこととされており、今後、現行法の内容と異なる判断が行われた場合には、上乗せして要求した部分についての見直しを行うものとする。
- (9) 平成26年度12月補正予算で事業の効率的な執行等により節減を行った額については、上記(1)に記述した政策的経費の優先度判断Aの要求上限額に上乗せして要求できるものとする。

#### (事業成果等の明確化)

- 3 要求にあたっては、これまでの事業の成果を十分に検証するとともに、当該事業が具体的にどのような成果や効果を狙っているのか明確にした上で、要求すること。

### (主担当部局との調整)

- 4 要求にあたっては、あらかじめ各施策や「選択・集中プログラム」の要求内容をそれぞれの主担当部局へ報告し、必要な調整を行ったうえで、見積書を提出すること。

### (事務事業の見直し等)

- 5 以下の事項について、特に留意して徹底した事務事業の見直し等に努めること。

(1) 全ての事務事業を「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から点検し、徹底した事務事業の見直しを行うこと。特に、事業進度が不良な事業や効果に疑問がある事業等については、大胆に事業の廃止・見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを進めること。

なお、事務事業の見直しや厳しい優先度判断により、市町等に影響のある事業の廃止・見直し（補助金の削減を含む）を行う場合には、時機を逸すことなく市町をはじめ関係者に対して丁寧な説明と十分な協議、調整を行うこと。

(2) 新規事業の要求にあたっては、事業の必要性や効果、発生するコスト等について十分検討し、その事前評価結果を明らかにするとともに、「県民と行政の役割分担」に基づき、行政が担う領域かどうか、さらに、県と市町の役割分担を踏まえ、県が担う領域かどうかを明確にすること。

なお、継続事業についても、他の主体で実施できないか検討し、さらには、他の主体で事業が実施できるような制度改正をめざすなど、県の果たす役割及び他の主体との役割分担について検討・見直しを行うこと。

(3) 監査委員による監査結果及び意見や包括外部監査結果、前年度決算の状況等を踏まえ、的確に対応すること。

(4) 投資的経費の重点化、公共事業のコスト縮減と品質の確保

#### ① 投資の重点化

事業の緊急性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の投資の重点化を図ること。

#### ② 公共事業のコスト縮減と品質の確保

公共事業については、取引の実勢を踏まえた適正な労務単価や資材単価を考慮しつつ、コストとともに品質を重視した総合的なコスト構造改善に取り組み、効率的・効果的な事業実施を図ること。

(5) I T 関連予算については、業務見直しと投資対効果の検証を十分に行った上で、行政運営の効率化・行政サービスの向上を確実に見込めるシステムのみ要求すること。

なお、システム化や運用にあたっては、セキュリティに万全を期すこと。

また、新規・既存システムに限らず必要性を徹底的に吟味し、有効性の乏しいシステムは廃止統合を行うこと。

(6) 負担の公正を確保するため、税で賄うべきサービスか、受益者の負担で賄うべきサービスかについて十分検討のうえ、応益負担の原則に基づき、受益者負担の適正化に努めること。

(7) 県有施設（いわゆる「ハコ物」）の新設や建て替えについては、厳しい県財政の状況や今後の人口減少も見据え、真に必要と認められるものに限ること。

なお、その際には、今後の利用見込み等を精緻に見積もるなど、慎重な検討を行うこと。

(8) 県有施設の管理運営については、長期的な視点も持ちながら、その運営方法等を根本から見直し、費用対効果の観点から、効率的・効果的な運営に努めること。

県有施設の管理運営の効率化を図るため、個々の施設の実情に応じて、指定管理者制度など、より効率的な管理運営方法を検討すること。

(9) 民間等に民営化・外部委託化することにより、住民サービスの向上、行政の簡素・合理化が図られるものについては、「民間活力の導入に関するガイドライン」に基づき、積極的な導入に努めること。

なお、継続して委託を行っているものについては、委託先、委託業務の内容、委託の効果等について厳しく見直しを行い、効率化に努めること。

#### (10) 総人件費の抑制

事務事業遂行上の人員配置を精査するなど、引き続き適正な定員管理に努めるとともに、給与費全体について、総合的な観点での対応、見直しを行い、総人件費の抑制を行うこと。

また、事務事業の仕組み、やり方を点検し抜本的な見直しに引き続き取り組むことで、時間外勤務の縮減に努めること。

#### (国所管法人等への支出について)

6 国の所管法人等に対する支出については、これまで必要な見直しを行い、金額に見合った便益があると判断したものについて予算措置をしてきたところであるが、費用対効果等の観点から、引き続き見直しを行うこと。

#### (新規事業に取り組む際のリスク対応)

7 新規事業については、「三重県危機管理実施要領」の「新しい事業に取り組む際のチェックリスト」等を参考に、事業の実施に際してのリスクとその適切な対応を十分検討した上で、予算要求すること。

#### (事業に伴う市町負担について)

8 市町負担を伴う新規事業等については、当該市町の財政状況等とも密接に関連するため、事業の計画にあたっては、事前に地域連携部市町行財政課の意見を十分聴き取っておくとともに、関係市町と十分、連携・調整の上、予算要求すること。

#### (国の予算等への対応)

9 予算の見積りにあたっては、国の予算編成や地方財政対策等に基づく制度改革の動向について的確に把握するとともに、各省庁に対し、提言・要望を積極的に行うこと。

#### (後年度負担等の把握)

10 計画的な財政運営の確保に向けて、各事務事業の後年度負担を明らかにするよう努めること。特に、新たに人員や予算を必要とする事業（公共事業による施設の整備等を含む。）にあっては、将来の財政負担について十分な検討を加えるとともに、執行体制、管理運営方法等について、計画段階から関係部局等と十分な協議を行い、明確な方針を定めたうえ、要求すること。

#### (組織機構・定数調整方針との調整)

11 「平成27年度組織機構及び職員定数調整方針」に十分留意のうえ、予算要求を行うこと。

なお、予算編成と組織定数調整作業を連動させていくこととしており、留意すること。

#### (公社等の財政援助団体に対する指導の徹底)

12 県から出資、補助、貸付等を行っている団体については、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高いサービスを提供できるよう団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主自立を促し、必要最小限の支援にとどめること。

特に、「三重県行財政改革取組」に基づく「外郭団体等の見直し」の対象団体については、団体のあり方や県の関与について見直しを行うとともに、団体への補助金等の予算要求にあたっては、事業の検討を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行うこと。

## 第2 一般会計

### 1 歳入に関する事項

(1) 県税収入については、国の税制改正の方向及び今後の経済動向等を勘案のうえ、的確な判断により見積ること。

- (2) 国庫支出金については、喫緊の課題となっている地方の創生と人口減少の克服に向けた対策など、国の予算編成の動向を踏まえるとともに、後年度の財源手当にも留意しながら、積極的な活用に努めること。また、国庫支出金の金額については、補助対象事業を精査のうえ、適正に見積ること。
- なお、国庫補助負担金等に係る超過負担等については、その解消等を強く国に申し入れること。
- (3) 使用料及び手数料については、対象となる経費について、必要な見直しを検討すること。
- (4) 財産収入については、未利用財産等の積極的な売り払いを促進すること。
- (5) 見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図ること。なお、本来収入されるべきものが収入未済となっている場合には、収納促進対策を講じ、適正な収入の確保を図ること。
- (6) 新たな収入源を開拓するために、印刷物の有料化や広告収入（ネーミングライツ、ホームページや印刷物への広告掲載、施設や公用車への広告掲載等）などの積極的な活用を検討すること。また、行政内部の財源の有効活用や、民間や財團が提供している助成金などの外部資金利活用など、様々な角度から検討し、多様な財源の確保を行うこと。

## 2 歳出に関する事項

- (1) 普通建設事業については、
- ① 公共事業については、三重県公共事業総合推進本部の「平成27年度公共事業予算編成方針」に基づいて見積ること。
- ② 公共事業等の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効果、優先度、事業進度を十分配慮のうえ対処すること。
- ③ 県単事業（補助金を含む。）については、公共事業等他事業との関連を考慮し、投資効果、緊急性を厳しく選択し、地域活性化の積極的支援など政策的効果の発揮に重点を置くこと。
- (2) 出資金、貸付金については、その目的、効果、条件及び実績等制度全般にわたって見直しを行い、統廃合、縮小、サンセット方式の導入を図ること。
- 特に、収入未済額の多い貸付金については、民間資金が低金利状況であることを踏まえて、制度の廃止も含めた見直しを行うこと。
- なお、出資金については、他の出資者との均衡にも十分配慮すること。

- (3) 県単独補助（負担）金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行い、厳しい財政状況も踏まえ、思い切った廃止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。
- (4) 事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の処理能力とを勘案し、受託の適否を判断すること。  
さらに、受託する場合は、原則として従事者的人件費、その他関連事務費等を含めた適正な受託額を確保すること。
- (5) 高額物品については、「みえ物品利活用方針」に基づき、既存物品の有効活用を十分図ることとし、新規物品を必要とする場合であっても、リースやレンタル等の手法も検討したうえで、必要最小限のものとすること。なお、予算要求に際しては、出納局に提出した「物品購入利活用書」を予算見積書に添付すること。
- (6) 債務負担行為については、将来の財政負担を義務づけるものであるので、新規に設定する場合には、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担及び人員増を招かないよう留意すること。

### 第3 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡を維持することを基本方針とし、上記の「第2一般会計」の考え方方に準じて見積ること。

### 第4 企業会計

企業会計についても、上記の「第2一般会計」に準ずることとするが、地方公営企業法の趣旨に則り、経済性の発揮を基本とし、経営状況、今後の見通しについて十分な検討を行い、一般会計との間の負担区分を明確にし、予算の原案を作成すること。

### 第5 その他

- 1 見積書は、三重県予算調製及び執行規則により各記載項目について十分検討のうえ記入すること。
- 2 各事業の要求にあたっては、オールインワンシステムによる事業マネージメントシート（事務事業）を添付すること。
- 3 新営改築改修費については、各部局において原案を作成し、県土整備部営繕課の技術的意見を聴取して見積ること。

- 4 情報システム関連予算については、「情報システムの予算要求に係る基本方針」に留意し、情報システム審査委員会による審査を必ず経ること。詳細については、別途、三重県情報システム審査委員会からの通知「情報システム関連に係る平成27年度当初予算 予算要求前審査の実施について」を参照のこと。
- 5 物品、公共工事及び役務に係る予算の見積りにあたっては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」及び「みえ・グリーン購入基本方針」を踏まえ、環境への配慮に努めること。
- 6 県有施設の整備や県公共工事の実施等に際しては、「みえ公共建築物等木材利用方針」を踏まえ、積極的な県産材の活用について取り組むこと。
- 7 物品及び役務の調達にあたっては、「三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業への優先発注に努めること。
- 8 各部局からの予算要求状況については、公表を行っていくものとすること。

**別紙**

○事業の優先度判断に係る視点

法令により義務付けられている事業は優先的にAとするほか、AとBに振り分ける視点は次のとおりとする。

① 「みえ県民力ビジョン」の目標達成

「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた目標の達成に向けて、早期に大きな効果が発現する事業か。

② 「平成27年度三重県経営方針（案）」の推進

「平成27年度三重県経営方針（案）」に掲げる取組を推進するために必要な事業か。

③ 県民ニーズ、県民生活への影響

県民のニーズが高く、事業実施を先送りした場合に県民生活に多大な影響を与える事業か。

④ 緊急性

深刻な財政状況のなか、緊急課題として早急に実施すべき事業か。